議案第69号

京丹後市道路法に基づく市道の構造の基準を定める条例の一部改正について

京丹後市道路法に基づく市道の構造の基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和3年6月10日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

令和2年11月20日公布、同年11月25日に施行された道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和2年政令第329号)により道路構造令(昭和45年政令第320号)の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市道路法に基づく市道の構造の基準を定める条例の一部を改正する条例

京丹後市道路法に基づく市道の構造の基準を定める条例(平成24年京丹後市告示第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「用語の意義は、」の次に「道路法及び」を加える。

第32条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第44条を第45条とし、第43条の次に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

- 第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。
- 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等 を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者 の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。
- 3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、京丹後市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例(平成25年京丹後市条例第11号)に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市道路法に基づく市道の構造の基準を定める条例(平成24年京丹後市条例第42号)新旧対照表	
現行	改正案
京丹後市道路法に基づく市道の構造の基準を定める条例	京丹後市道路法に基づく市道の構造の基準を定める条例
平成24年12月10日	平成24年12月10日
条例第42号	条例第42号
第1条 (略)	第1条 (略)
(定義)	(定義)
第2条 この条例で使用する用語の意義は、 道路構造令(昭和45年政令第320号。以下「令」という。)で	第2条 この条例で使用する用語の意義は、 <u>道路法(昭和27年法律第180</u> 号)及び道路構造令(昭和45年政令第320号。以下「令」という。)で
使用する用語の例によるもののほか、次項に定めるところによる。	使用する用語の例によるもののほか、次項に定めるところによる。
2 (略)	2 (略)
第3条~第31条 (略)	第3条~第31条 (略)
(交通安全施設)	(交通安全施設)
第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で令第31条の国土交通省令で定めるものを設けるものとする。	第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で令第31条の国土交通省令で定めるものを設けるものとする。
第33条~第43条 (略)	第33条~第43条 (略)
	(歩行者利便増進道路)
	 第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道 又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者 専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な 設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場 所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるとき は、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作 物、物件又は施設を設けるものとする。 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関

現行	改正案
	する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路
	を除く。)は、京丹後市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関す
	る基準を定める条例(平成25年京丹後市条例第11号)に規定する道路移
	動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。
<u>第44条</u> (略)	<u>第45条</u> (略)
	附 則
	この条例は、公布の日から施行する。

「京丹後市道路法に基づく市道の構造の基準を定める条例」の一部改正イメージ図

①「自動運行補助施設」(第32条関係)

自動運行補助施設

○ 自動運転車の運行を補助する施設(磁気マーカー等)を道路附属物に「自動運行補助施設」として 位置づけ(民間事業者の場合は占用物件とする)

<自動運行補助施設のイメージ>



▲電磁誘導線による自車位置特定による運行の補助



▲位置情報表示施設による自己位置補正の補助

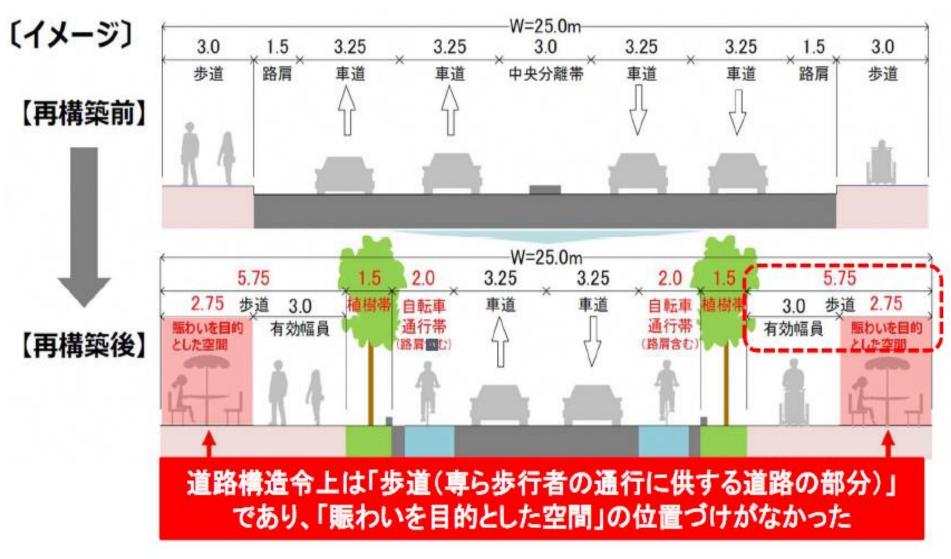


▲磁気マーカーによる自車位置特定による運行の補助



▲車両センサーの届かない箇所における道路状況把握の補助

②「歩行者利便増進道路」(第44条関係)



(出典:国土交通省の資料より)